様式第9号(第9条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 第　　　　　号  年　　月　　日  　　　　　　　　　様  出雲市長  老人保健法による認定申請却下通知書  　　　年　　月　　日付けで申請のあった | |
| 老人保健法第25条第1項第2号の障害認定  　　老人保健法施行令第14条第5項の特定疾病認定  　　老人保健法施行令第16条第1項第1号ハの限度額適用・標準負担額減額認定  　　老人保健法施行令第16条第1項第1号ニの限度額適用・標準負担額減額認定  　　老人保健法施行令第4条第3項の基準収入額の適用 | 申請について |
| は、次の理由により却下いたしましたので通知します。  　　なお、この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して60日以内に島根県知事に対して審査請求することができます。  　　処分の取消しの訴えを提起する場合は、この処分の通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、出雲市長を被告として提起することになりますが、処分の通知を受けた日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができません。  　　ただし、処分の通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する採決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。  　(理由) | |